



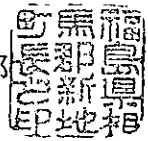
新地町告示第34号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更及び画定する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119条）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

平成30年9月13日

新地町長 加藤 憲 郎



新町名	左の町に包含される区域		
	旧		地番
	大字	小字	
中島一丁目	谷地小屋	中田	47、48の1、48の2、49から53まで、54の1、54の2、55から57まで、59の2の一部、60の一部、61の2、65の2の一部、66の2、69の2、70の一部
	谷地小屋	高田	53の1の一部、53の3の一部、53の5の一部、54の1の一部、54の5の一部、57の1、58の一部、62の2、62の4、62の5、64の1、64の2、68の1、69、70の1、70の2、76、77
	谷地小屋	樋掛田	11の1、30の4に隣接する水路である国有地の全部並びに字高田54の5に隣接する字樋掛田の水路である国有地の一部
中島二丁目	谷地小屋	中島	1の1、1の3、2の1、2の5、3の1、3の6から3の10まで、4の1から4の3まで、5、11の1、12の1、13の1、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1から16の3まで、17、18、23の1、27の1、28から30まで、31の1、32の1、32の2、33の1、33の3から33の10まで、33の11の一部、33の12の一部、33の13、33の16、34、35の1の一部、35の2の一部、44の1の一部、61の1の一部、61の3の一部、62の1、62の2の一部、62の3、62の4、62の5の一部、62の6、62の7、62の10、63の1、63の2、64の1から64の3まで、65、67の1から67の3まで、68の1から68の3まで、69の1から69の4まで、69の7、70の1、70の2、97の一部、115の1の一部、115の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
	谷地小屋	中田	59の2の一部、60の一部、65の2の一部、70の一部
	谷地小屋	高田	53の1の一部、53の3の一部、53の5の一部、53の7、54の1の一部、54の5の一部、58の一部、58の2及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
	谷地小屋	四斗蒔	135、138の3
	谷地小屋	樋掛田	40の1、40の6、43の1、45の10、45の12、49の1、51の1、52の1に隣接する水路である国有地の全部並びに58の1、58の8、58の10、59の1、59の4、59の6に隣接する水路である国有地の全部、字高田54の5に隣接する字樋掛田の水路である国有地の一部、字中島12の1に隣接する字樋掛田の水路である国有地の一部

新町名	左の町に包含される区域		
	旧		地番
	大字	小字	
駅前一丁目	谷地小屋	中島	33の11の一部、33の12の一部、35の1の一部、35の2の一部、44の1の一部、44の3、52から55まで、57の1、58の1、58の3、58の4、58の10、58の11、61の1の一部、61の3の一部、61の6、61の7、62の2の一部、62の5の一部、93から95まで、96の1、96の2、97の一部、115の1の一部、115の2の一部、115の3及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部
	谷地小屋	四斗蒔	126、127の2、136の2、138の2、143の2、145の2、147の2、148
	谷地小屋	古屋敷	15、55から59まで、75の2、77の2、81の2、82の2、83、84の2及び15に隣接する水路である国有地の全部
	谷地小屋	舛形	1、2、3の一部、4の一部、21の1の一部、22の1の一部、22の2、23の1から23の4まで、24の1、24の3から24の5まで、54の1、56、57の1、120から122まで、123の一部、124の1から124の3までの各一部、135の一部、136の一部、137、138の1、138の2、139から143まで、144の1、144の2、145、146、147の一部、148の一部、153から156までの各一部、157の1、157の2、158から161まで、162から167までの各一部、168、169の一部、170から172まで、174から176までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
駅前二丁目	谷地小屋	舛形	3の一部、4の一部、5、6、7の1、7の3、8、9、10の1、10の14から10の16まで、10の18、10の19、11、12の1、13の1、14、15の1、15の13、16、17、18の1、19の1、20の1、21の1の一部、22の1の一部、28の5、28の6、29の1、123の一部、124の1から124の3までの各一部、124の4から124の7まで、125から129まで、130の1、130の2、131から134まで、135の一部、136の一部、147の一部、148の一部、149から152まで、153から156までの各一部、162から167までの各一部、169の一部、173、174から176までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
	谷地小屋	南浜田	25の11、25の12、26の3及び25の11に隣接する水路である国有地の全部
	谷地小屋	北中江	1の2、1の5、3の2、3の5、3の6、3の7及び3の6に隣接する道路である国有地の全部
	谷地小屋	南中江	2の11、2の12、2の13、2の14